

2018年2月26日

各 位

会 社 名 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)
代表者の役職氏名 会長兼最高経営責任者
ダニエル・P・エイモス
(銘柄コード： 8686、東証第一部)
問 合 せ 先 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 門田 正行
(Tel：03-6889-7000)

2017年度第4四半期及び2017年度の通年の 当期純利益及び株主持分合計の修正

当社は、2018年2月23日に米国証券取引委員会にForm 8-Kを提出し、以下の通り、2017年度第4四半期及び2017年度の通年の当期純利益及び株主持分合計の修正を発表しました。

「2018年1月31日、アフラック・インコーポレーテッドは2017年度第4四半期の損益を報告しました。この報告は、2017年米国税制改革法（以下、「税制改革」）の影響の概算評価額17億ドルを含んでおり、当期純利益及び株主持分合計の双方を増加させました。監査済みの財務諸表を含むForm 10-Kの届出の最終化に当たり、当社は税制改革の実行に関連する評価を精査しましたが、その結果、233百万ドルの追加的な税務上の恩恵を計上しました。この調整は、当期純利益及び株主持分合計をさらに233百万ドル増加させました。この調整はまた、当期純利益あるいは株主持分合計を用いる米国会計基準あるいは米国会計基準外の財務計数に影響を与えます。

当社は、前記の評価は妥当なものであると確信しておりますが、当社の評価は、米国証券取引委員会職員会計公報118号に記載されたガイダンスに依拠しています。このガイダンスは、税制改革の影響の会計処理の完了まで、2017年12月22日の発効日から最長1年間の計測期間を設けています。このことから、将来の期間において、当社は、繰延税金負債（純額）の減少の評価額を、減少あるいは増加させる可能性があり、また税制改革に関連するその他の修正を行う可能性があります。これらの修正のいずれもが、重要なものとなる可能性があります。」

予測情報について

1995年の私的証券訴訟改革法は、企業に対して、いわゆる「安全港」の規定を設けています。規定によれば、その記述が将来予測に関する記述（forward-looking statement）として特定され、将来予測に関する記述に含まれる内容と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した有意義な警告を伴うならば、自社の見通しに関する情報を積極的に提供しよう奨励しています。当社は、この規定を活用したいと考えています。本書には、将来の見通しと大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した警告を記載しています。こうした将来の見通しは、本書の中、あるいはアナリストと当社役員との議論、米国証券取引委員会（SEC）に提出された文書の記述に含まれています。

将来予測に関する記述は、過去の情報に基づくものではなく、将来の事業、戦略、財務業績及びその他の進展事項に関するものです。更に、将来予測に関する情報は、さまざまな仮定や、リスク、不確定要素から影響を受けます。特に、「予想する」「予測する」「確信している」「目標」「目的」「可能性がある」「すべきである」「推定する」「意図する」「見積もる」「するつもりである」「仮定する」「潜在的」「対象」「見通し」、あるいはその他の類似した言葉を含む記述、また将来の結果についての特定の予

測は一般に将来予測に関する記述です。当社は、将来予測に関する記述について、最新情報を提供する義務を負いません。

当社が随時言及している事項のほかに、将来予測に関する記述と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある事項は以下のとおりです。

- ・ 世界資本市場及び経済の困難な状況
- ・ 重要な金利リスクに対するエクスポージャー
- ・ 日本に対する事業の集中
- ・ 円/ドル為替レートの変動
- ・ 日本支社の法的な子会社への変更の実行の失敗
- ・ 当社の条件に合致する円建て有価証券の限られた入手可能性
- ・ 保険料率の設定や責任準備金の算定に用いる仮定と実績の乖離
- ・ 情報システムの開発・改善を継続する能力
- ・ 金融市場の安定化を目指す政府の行為
- ・ 電気通信、情報技術及びその他の業務システムにおける障害、あるいはそのようなシステムに収録されているセンシティブなデータに関する安全性、機密性又はプライバシーの維持の失敗
- ・ 保険業界における継続的な変化
- ・ 患者の個人情報及び情報セキュリティに関する規則の遵守の失敗
- ・ 広範囲な規制及び法律又は政府当局による規制の変更
- ・ 当社に適用される税率の変更
- ・ 投資先の債務不履行及び信用格付けの引き下げ
- ・ 優秀な募集人、ブローカー、社員及び販売提携先を引きつけ、維持する能力
- ・ 他の金融機関の信用力の低下
- ・ 子会社がアフラック・インコーポレーテッドに配当金を支払う能力
- ・ 当社の財務力と発行体格付けの引き下げ
- ・ 当社に固有なリスク管理方針及び手続の限界
- ・ 特定の単一の発行体又はセクターに対する運用資産の集中
- ・ 運用資産の評価に適用される異なる判断
- ・ 主要な経営陣メンバーの後継者を効果的に選出する能力
- ・ 運用資産に係る減損金額の決定における重要な評価判断
- ・ 伝染病、パンデミック、竜巻、ハリケーン、地震、津波、戦争あるいはその他の軍事行動、テロ行為あるいはその他の暴力行為を含む大惨事及びそれに付随して起こる被害
- ・ 米国及び（又は）日本の会計基準の変更
- ・ 当社の事業を離れた出来事によってもたらされる消費者からの信頼の喪失
- ・ 年金及びその他退職給付プランに係る前提の変更による費用の増加と収益性の低下
- ・ 訴訟の内容及び結果
- ・ 内部統制又はコーポレート・ガバナンスのポリシー及び手続の失敗

税制改革法の影響の評価額は、GAAPの当期純利益及び株主資本には含まれるが、別表に定義された事業利益からは除外される。この評価額は予備的なものであり、当期及び将来において、場合によっては大幅に調整される可能性があり、その要因には次のものが含まれる。当社の計算についてのさらなる精査、当社が行った解釈と前提の変更、今後発せられる税務ガイダンス及び税制改革法の結果として当社がとる行動。

以上